

令和5年度香川地方最低賃金審議会  
第4回船舶製造・修理業，船用機関製造業  
最低賃金専門部会議事録

令和5年11月2日(木)  
高松サポート合同庁舎  
北館702会議室

出席者            公益側            春日川、柴田、元木  
                     労働者側        立石、中塚、中原  
                     使用者側        家田、仁木、渡部

議 題            1 香川県特定(船舶)最低賃金額改正の審議について  
                     2 その他

○賃金室長

それでは定刻より少し早いのですが、皆さんお揃いですので、ただ今から「船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金」の第4回専門部会を開催いたします。

本日はご多忙の中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。専門部会の開催にあたり、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。

本日、全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人はありません。

次に机の上に配付しております資料は、会議次第1枚と資料1冊でございます。

資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、資料をご覧ください。

資料 No. 1 は、10 月 12 日に日本銀行高松支店から公表された香川県金融経済概況で、概況は「香川県内の景気は、持ち直している」とされております。

資料 No. 2 は、10 月 2 日に日本銀行高松支店から公表された四国地区、香川県、徳島県の企業短期経済観測調査結果の概要（2023 年 9 月）でございます。4 ページの業況判断は、香川の 2023 年 9 月においては、製造業では、プラス 3 %ポイント、同様に全国は、プラスマイナス 0 %ポイントとなっております。

資料につきまして、不明点はございますでしょうか。

○各委員

ありません。

○貸金室長

よろしいでしょうか。

それでは柴田部会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田部会長

それでは、早速ですが、最低賃金額の審議に入ります。

前回の審議で、労使双方より金額提示を受け、その根拠もお聞かせいただきました。

専門部会等で配付された資料等の客観的なデータに基づき算出され、金額提示していただきましたが、労側プラス 45 円、使側プラス 30 円ということで、双方の提示金額には乖離がありました。

前回の専門部会で、各側とも本日の審議までにご検討いただきますようお願いしていたところでございます。このあと金額提示をよろしくをお願いいたします。

労使の主張には隔たりがありますけれども、是非とも本日全会一

致で結論が得られますよう、格段のご配慮をお願いしたいと思いません。

前回の審議では、最初に使用者側から金額提示を受け、本日も使用者、労働者の順で金額提示を受けることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

○柴田部会長

それでは、公使会議から始めます。

各側の控室等について、事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

各側の控室等についてご案内いたします。

公労・公使会議はこの702会議室で行います。労働者代表委員控室は4階の北401会議室、使用者代表委員控室は2階の相談室をご用意しております。

702会議室の内線番号は6702番でございます。何か御用などがあればこの内線番号にご連絡していただければと思います。

使側委員の皆様、公使会議の前に打ち合わせのお時間は必要でしょうか。

○家田委員

はい。

○賃金室長

では、一旦打ち合わせということで。

○柴田部会長

それでは、15時25分より公使会議を始めますので、それまでにこの部屋にお戻りください。

それでは、それぞれの控室にお移りください。  
事務局の方、ご案内をお願いします。

(ここから先の審議については、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」ことから、香川地方最低賃金審議会船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金専門部会運営規定第7条第1項に基づき、非公開)

――了――